

平成16年 第1回沼田町議会臨時会 会議録

平成16年 4月19日(月)

午後 1時30分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	吉 田 好 宏	議 員	1 番	杉 本 邦 雄	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員
	4 番	久 保 寛	議 員	5 番	津 川 均	議 員
	6 番	山 田 英 次	議 員	7 番	上 野 敏 夫	議 員
	8 番	絵 内 勝 己	議 員	10 番	中 村 保 夫	議 員
	11 番	野 道 夫	議 員	12 番	橋 場 守	議 員
	13 番	大 沼 恒 雄	議 員			

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 西 田 篤 正 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	市 橋 忠 晴 君	収 入 役	藤 間 武 君
総務課長	金 子 幸 保 君	地域振興課長	生 沼 篤 司 君
財政課長	辻 山 典 哉 君	農業振興課長	矢 野 潔 君
住民生活課長	辻 広 治 君	建設課長	神 憲 彦 君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 篠 田 繁 彦 君 次 長 金 平 嘉 則 君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 松 田 剛 君 議事係長 浅 野 信 行 君

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて

【欠席：中山会長、岩寺監査委員、高松委員長、中村園長、田中園長】

開 会 午後 1 時 3 0 分

（開会宣言）

○議長（吉田好宏議長）これより、本日をもって招集されました、平成16年第1回臨時会を開会いたします。定数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（会議録署名議員の指名）

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番 上野議員、8番 絵内議員を指名致します。

（会期の決定）

○議長（吉田好宏議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は、本日1日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

（専決処分の承認）

○議長（吉田好宏議長）日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成16年4月19日提出、沼田町長名であります。次の頁をお開き願いたいと思います。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。平成16年3月31日付けでございます。

お手元に、今回の改正条例の、ポイントのペーパーを配付してございます。そちらの方をご覧頂きたいと思います。平成16年度の税制改正によりまして、町税条例の一部を改正する必要が生じたというものでございまして、地方税法の一部を改正する法律及び関係法令が3月31日に交付されたことに伴いまして、町税条例の一部改正が必要となりました。準則に基づきまして、改正を行い、3月31日付けで専決処分したものでございます。

改正条例の朗読は省略させて頂きまして、改正の主なポイントにつきまして、ご説明を申し上げたいと思います。既に、新聞等で報道がなされている訳であります、まず1点目であります。

個人住民税関係でございますが、1点目、個人均等割りの税率の改正でございます。人口段階別税率、現行の地方税法では、人口50万以上の市が3千円。5万以上50万未満の市が、2千500円。その他の市及び町村は、2千円の均等割りとなっておりましたが、この税率分が廃止をされまして、年額3千円に統一されたことに伴いまして、町税条例におきましても税率を年額2千円から、年額3千円に改正するものでございます。なお、これら改正につきましては平成16年度分から適用するものでございます。

次、2点目でございますが、生計同一の妻に対する非課税措置、生計同一の妻に対しては非課税措置がなされていた訳であります、平成17年度からこれを段階的に廃止を致しまして、所得金額が一定金額を超えるものに均等割りを課税するとしたものでございます。平成17年度分につきましては、2分の1の課税で千五百円、平成18年度分から全額で課税となるものでございます。

続きまして3点目でございますが、これにつきましては、非課税限度額の改正であります。均等割り非課税限度額の引下げに伴いまして、均等割りのみを課税すべきもののうち、限度額算出における加算額、現行では20万円を加算するとしていたものが、18万円に改正するものでございます。

次に、所得割りの非課税限度額の引き下げでございますが、所得割りを課税すべきものの内、限度額算出におけます加算額を現行36万円、これを35万円に改正するものでございまして、均等割り所得割りの加算額の改正につきましては、平成16年度分から適用するものでございます。

次に所得税法改正に関連する町税条例の改正でございます。一つ目には、老年者控除の廃止でございます。世代間及び世代内の、税負担の公平という観点から所得税と同様に公的年金等控除の見直しとあわせまして、老年者控除、現行48万円の控除がある訳ですが、これを廃止するとしたものでございまして、平成18年度分以後の個人住民税について適用するという事でございます。

次に、土地・建物等の長期譲渡益の課税であります。現行、これら長期譲渡所得につきましては、住民税につきましては6%の課税がなされております。6%の内訳は道民税で2%、町民税が4%でございます。この税率が、引下げとなりまして、住民税につきましては5%の税率であります。道民税が1.6%で、町民税が3.4%に引下げになるものでございまして、16年1月1日以後の譲渡について適用がなされるものであります。

また、100万円の特別控除があった訳ですが、この特別控除が廃止となるもの

でございます、これにつきましては平成１７年度以後の個人住民税について適用がなされるものでございます。

少額配当にかかる非課税措置の廃止につきましては、株式の少額配当でありまして、平成１６年度分から適用になるものでございます。

次に、固定資産税関係でありますけれども、家屋の附帯設備に係るみなし規程という事で、家屋の所有者以外のものが、その事業の用に供するために取り付けた附帯設備については、当該取り付けた者を所有者とみなし、当該附帯設備を償却資産とみなすことができるとしたものでございまして、１６年４月１日以降の取り付けから適用になりまして、１７年度以降で課税の適用となるものでございます。

その他につきましては、これら地方税法及び関係法令の一部改正に伴いまして、文言の整理を行ったものでございます。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。１２番。

○１２番議員（橋場 守議員）所得税関係で、公的年金控除の見直しと合わせて、高齢者控除を廃止するというのと、６５歳以上の者の上乗せ措置を廃止、定額控除が５０万円、最低保障額７０万円これはどういう意味なのか、ちょっともう１回詳しく教えてほしい。

それから、その下に６５歳以上の者の、最低保障額５０万円加算の部分、ちょっと意味が分からないので、もう１回説明してほしい。

○議長（吉田好宏議長）財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）これは、公的年金控除の関係であります、６５歳以上の高齢者につきましては公的年金につきましては、従来、定額控除として１００万円。それから最低保障で、１４０万円のいわゆる控除があった訳であります。それを定額控除につきましては、１００万円が５０万円に引き下げられました。それから、最低保障についても１４０万円が７０万円に引下げになっている。合わせて、７０万円の最低保障に加算と致しまして、新たに５０万円の加算措置がなされるという事で、結果的に公的控除の最低保障は１２０万円ということで、従来の１４０万円に対して、１２０万円の控除というものになるという事でございます。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。１２番。

○１２番議員（橋場 守議員）例えば年金の改悪、色々な事で国民の負担を増してきている中でやられる事なのですが、この町議会で私が反対の討論をして、もしも万が一、全員がそうだ駄目だと反対されても、これは国で決めた事だから、町長は執行できる訳ですね。

ですけれども、国に対するやり方に対して、この議会で反対の決議をしても執行はできるという中身でしょう。その辺を聞かせて下さい。

議会で、これは反対だと全員一致で否決された場合どうなるのか、国に対する怒りとして、やりたい場合がある訳ですよ。

○議長（吉田好宏議長）休憩します。

休憩 13時44分

再会 13時45分

○議長（吉田好宏議長）再会します。他に、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

○議長（吉田好宏議長）12番。

○12番議員（橋場 守議員）もうちょっと本当は、議会始まってから議案書が来るのではなくて、これは少し難しいやつだったから、もうちょっと協議会などで説明してもらえればよかったと思うのですが、薄々はこういう状況が来るだろうと思っていたのですが、実際にやられてしまうと、例えばここに生活保護基準の改正を踏まえ数字を見直しすると、生活保護もこれから下げられてくるのです。これは大変なことで、ようするに我々が憲法に定められた文化的で、最低保障生活が下げられていくという前触れでありますから、これはとても許すわけにはいかない状況であります。

それから理由として、高齢者全体としてみると、健康で活動的であり、経済的にも豊かになっているといっているけれど、これはとんでもない話です。これから将来、我々の医療費がどうなるのかという事で、みんな戦々恐々としています。こういう理由は全く成り立たないと思うし、そういう意味からいって憲法の25条で、国は福祉やそういうものを、常に向上に努めなければならないという立場をとっている訳です。そういう立場からいっても、これは老人が健康で豊かになったのは良い事でありまして、だからもっと税金を取りたてるなどは理由にならないと思うので、反対を致します。

○議長（吉田好宏議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案を採決致します。お諮り致します。承認第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

○11番（野 道夫議員）議長、休憩をお願いします。

○議長（吉田好宏議長）はい、ここで休憩をいたします。

休憩 13時49分

再会 13時50分

○議長（吉田好宏議長）再会致します。日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成16年4月19日提出、沼田町長名であります。

次の頁をお開き願いたいと思います。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。平成16年3月31日付け、沼田町長名であります。

この国民健康保険税条例の一部改正につきましては、町税条例同様、地方税法の一部を改正する法律及び関係法令、これが3月31日付けで交付されたことに伴いまして、本町の保険税条例の一部の改正が必要となったものでございまして、国から示された準則に基づきまして改正を行い、専決処分としたものでございます。

なお、改正条例につきましては、住民税と同様に、土地・建物の長期譲渡所得、これの特別控除100万円を廃止するというものでございます。それ以外の文言につきましては、関係法令の一部改正に伴います文言の整理となっております。

なお、これにつきましては17年度以後の年度分から適用がなされるものでございます。以上です。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。13番。

○13番（大沼恒雄議員）例えば今の、100万円分の形、これが保険税にしたらどれくらいに、はね返るものなのでしょうか。料金といった方が良いのかな。

○議長（吉田好宏議長）財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）この100万円部分につきましては、国民健康保険税、〜〜〜という形の中で税率が決まる訳でありまして、現実問題として今、手元に数字を持ってございません、必要とあらば精査をしてみたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）ほかにございませんか。13番。

○13番（大沼恒雄議員）おおよその数字も出ませんか、例えば300円上がるとか、500円上がるとか、物凄くあがって限度額に達する人がいっぱい出てくるとかという判断はどうでしょう。

○議長（吉田好宏議長）財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）あくまでも、概ねでございます。現行税率から考えますと、5万円程度と想定されます。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結します。本案を採決致します。お諮り致します。承認第2号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成16年4月19日提出、町長名であります。次の頁をお開き願いたいと思います。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、平成15年度沼田町一般会計補正予算（専決第3号）を別冊のとおり専決処分する。平成16年3月15日付け、町長名であります。別冊の補正予算、専決第3号の1頁をお開き願いたいと思います。

《以下、別冊専決第3号を朗読、説明》

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結します。本案を採決致します。お諮り致します。承認第3号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

(閉会宣言)

○議長（吉田好宏議長）以上で、本臨時会に付議された案件は、すべて終了しました。
これにて、平成１６年第１回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

１３時５７分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員